

人間文化研究機構資料特別利用規程

平成16年5月31日

人間文化研究機構規程第82号

平成26年3月11日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の保管に係る資料の特別利用について定める。

(定義)

第2条 この規程において特別利用とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資料の写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影、模写、模造及び熟覧等（以下「写真撮影等」という。）
- (2) 写真原板又は印画（以下「写真原板等」という。）の使用
- (3) 資料の複製（大学共同利用機関法人人間文化研究機構文献複写規程で扱うものを除く。）、上映及びテレビジョン放送等（以下「複製等」という。）

(特別利用の申請)

第3条 特別利用を希望する者は、各機関が定める特別利用申請書を機関の長に提出して許可を受けなければならない。

- 2 申請にあたって、特別利用を希望する資料に、ほかに著作権・所有権がある場合には、当該権者の同意を得ていることを示す書面を特別利用申請書に添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、展示場等において一般の観覧者が個人使用の目的で資料の撮影を行う場合は、特別利用の申請及び許可の手続きを省略することができる。

(特別利用の許可)

第4条 特別利用の許可は、その特別利用を希望する者及び利用の目的等が適当であると認められる場合に限るものとする。

- 2 機関の長は、許可をする場合には、必要な条件を付し、申請者に特別利用許可書を発行するものとする。

(特別利用の制限)

第5条 次の各号に掲げる場合においては、特別利用を制限することができる。

- (1) 資料の保存に汚損等悪影響が生ずると認められる場合
- (2) 個人情報等を好ましくない用途に利用すると認められる場合
- (3) 著作権・所有権・肖像権等を侵害するおそれがあると認められる場合
- (4) 機関の事務処理に支障が生ずると認められる場合
- (5) 申請書の記載事項に著しい偽りがあると認められる場合
- (6) その他特別利用を許可することが適当でないと認められる場合

(利用料)

第6条 特別利用料は、別表1、別表2及び別表3の定めるところによる。

2 機関の長は、前項によりがたい場合には、別途利用料を定めることができる。

(利用料の支払)

第7条 許可を受けた利用者は、所定の手続きにより利用料を前払いしなければならない。

2 一旦支払われた利用料は、機関の都合により特別利用の許可を変更又は取り消した場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(利用料の免除)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第6条、第7条の規定にかかわらず、無償とすることができる。

- (1) 国又は地方公共団体、独立行政法人等が行う教育・学術研究・文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- (2) 私立の学校、研究所の教育・研究の用途に供することを目的とする場合
- (3) 公共性のある報道機関の事業で機関の広報普及に役立つと認められる場合
- (4) その他機関の長が特に認める場合

(特別費用の負担)

第9条 特別利用に際し、特別な費用が発生する場合、その費用は特別利用を願い出た者が負担するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、資料の特別利用に関し必要な事項は、機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1

写真撮影等料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分		料 金	
1 写真撮影	(1)単片フィルム	1点につき	4,300円
	(2)マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで 4,300円 50コマを越える場合は 50コマごとに	 2,100円
2 映画撮影(テレビジョン撮影、テレビ撮影を含む。)		1点につき	5,400円
3 模写		1点1日につき	2,100円
4 模造		1点1日につき	2,100円
5 熟覧		1点1日につき	1,050円
6 その他		その都度定める	

備考 1.単片フィルムによる写真撮影の場合は、作品1個につき同一状態でシャッター4回までを1点と数えるものとする。

2.上記の利用に係る経費は、申請者の負担とする。

別表第2

写真原版等使用料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分	料 金
1.単片フィルム	1点につき 3,200円
2.マイクロフィルム	1点(件)につき
	50コマまで 3,200円
	50コマを越える場合は 50コマごとに 1,600円

備考 この表の規程によることが不相当と認められる場合等、特に事情があると認められるときの料金はその都度定める

別表第3

複製等料金

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

区 分		料 金	備 考
1 映画(ビデオを含む。)、 スライド又は 出版物の複製 販売	(1)映 画	販売価格(本体価格)×複製本数 ×5/100×108/100	
	(2)スライド		
	(3)出版物	販売価格(本体価格)×複製本数 ×3/100×108/100	
2 映画(ビデオを含む。)若しくは スライドの営利上映又は テレビジョン放送	上映契約者が第三者から徴収する 上映料(本体価格)の10/100 ×108/100		
3 映画(ビデオを含む。)の一部抜焼き	1分間あたり	5,400円	
4 その他	その都度定める		